

## 宮崎大学知的財産ポリシー

### 1. 本ポリシーの目的

宮崎大学(以下「本学」という。)の使命は、教育、研究及び社会貢献である。この理念に基づき、本学は社会に役立つ高等教育を実施し、優れた研究活動を推進することにより、社会に貢献してきた。

しかるに、21世紀は「知」が従来にも増して高く評価され、財産としての価値を与える知的財産の役割が拡大している。宮崎大学知的財産ポリシーは、本学における価値ある知的財産の創出増加とともに、それら知的財産を広く社会に還元し、国民の福祉向上と経済社会の発展を図ることにより、本学の地域社会貢献を促進することを目的とする。

### 2. 知的財産の理念と権利化の必要性

産業技術の研究は、新しい知識の習得のみならず、研究で生み出された技術をいかに社会に役立たせるかという側面が重要である。そのためには、研究成果が産業界に円滑に技術移転され、安全かつ便利で使いやすい製品となって社会に還元される必要がある。

この技術移転において使用される技術が知的財産権化されておれば、企業は経済活動を優位に展開でき、またグローバルな大競争時代において、わが国の産業が優位に立つことができる。このような観点から、研究成果の特許等の知的財産権として保有することが重要である。

また、本学の研究成果は基本的に技術的思想であって、有体物ではない。形がないが故に模倣されやすく、その模倣は発見しにくい。研究資金を回収し、研究労働の対価を得やすいものにするという観点からも、研究成果の特許等の知的財産権として保有することが必要となる。

そこで、次の認識のもとに知的財産権化を推進する。

- (1) 本ポリシーでいう「知的財産」とは、本学の教職員の知恵と工夫、そして努力の結果生み出された知的創作物のうち、財産としての価値を持つものを意味し、次に掲げるものをいう。

特許権の対象となるものについては発明

実用新案権の対象となるものについては考案

意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作

品種登録にかかわる権利の対象となるものについては育成

ノウハウを対象とするものについては案出

著作権の対象となるものについては著作物の創作(プログラム及びデータベースに限定)

これらの中で、一定の要件を満たすことにより、特許法等により保護されるものについては、本学が当該権利取得を行うかどうかを遅滞なく決定し、権利化する。

- (2) 研究成果を知的財産権化することは、本学にとって下記のメリットがある。

ロイヤルティーの還元により、更なる研究資金を獲得することができ、新しい研究成果を生み出す。

研究成果に対して産業界等から高い評価を受けることができる。

成果物の実施化を通して新たな課題を探索できる。

研究成果の社会貢献が教職員にフィードバックされ、次の研究や発明を生み出すための貴重な機会となる。

本学の研究成果が目に見える形で使われることにより、本学の社会との連携が促進され、社会の評価が高まる。

- (3) 本ポリシーの対象者は、本学の専任教職員及び本学との間で研究成果又は発明等について何らかの契約を交わしている客員教員(寄附講座、寄附研究部門の教員を含む。)研究員、大学院生及び学部学生(研究生を含む。)(以下「教職員等」という。)とする。

### 3. 発明の原則機関帰属

- (1) 本学が費用その他の支援をして行う研究等又は本学が管理する施設設備を利用して行う研究等に基づき教職員等が行った発明等(以下「職務発明等」という)については、本学に帰属する。ただし、特別の事情があると本学が認めるときは、発明等を行った教職員等(以下「発明者等」という。)に帰属させることができる。

- (2) 企業等との共同研究や受託研究、企業からの奨学寄附金及び政府機関等からの研究資金に基づく発明等については、本学の教職員等の持分に関しては本学に帰属する。ただし、特別の事情があると本学が認めるときは、当該企業等に帰属させることができる。
- (3) この場合において、当該発明等は、教職員等の知恵と技量によって生み出されたことに本学は十分配慮し、職務発明等の承継、所有にあたっては、補償金を支払うものとする。更に、本学が職務発明等に基づく知的財産権の実施又は譲渡等により収益を得たときは、当該知的財産権に係る発明者等に対し、別に補償金を支払うものとする。これらの補償金を受ける権利は、当該権利に係わる発明者等が転職又は退職した後も存続するものとする。
- (4) 発明者等は、本学が承継を決定した職務発明等については、速やかに権利譲渡書を本学に提出しなければならない。発明者等は、本学が当該発明者の発明について職務発明等でないと決定し、又は職務発明等であるが、その権利を本学が承継しないと決定した後でなければ、出願等をし、又は発明等の権利を第三者に譲渡してはならない。
- (5) 発明者等は、本学が承継した職務発明等の出願や権利化の手続きに、全面的に協力しなければならない。したがって、論文発表等の時期・方法について、発明者等は、本学との間の取り決めに従わなければならない。

#### 4. 発明の届出及び審査

- (1) 教職員等は、発明等を行ったときは、速やかに本学に届出るものとする。
- (2) 本学は、発明等の届出に基づき、職務発明等の該当の当否、本学が承継するか否かの決定、知的財産権の持分割合等の決定を行う。
- (3) 本学は、承継した職務発明等について、出願し権利化を行うことができる。また当該発明及び権利の第三者への実施許諾、譲渡等の処分を自の判断で行うことができる。
- (4) 本学は、職務発明等の決定、承継に不服のある教職員等に対して、異議申立の機会を与えるものとする。

#### 5. 発明の権利化

- (1) 承継した職務発明等については、迅速に出願等及び権利化の手続きを進める。
- (2) 職務発明等の出願費用、権利化費用及び権利維持費用は、原則として本学が負担する。
- (3) 知的財産権の取得促進のためのインセンティブ  
知的財産権の重要性に鑑み、本学は知的財産権の取得を推進するために、下記の事項等について努力するものとする。
  - 知的財産権化への貢献度を教職員の評価に反映させる。
  - 補償金による個人補償の充実を図る。
  - 知的財産権化のための予算措置を行う。

#### 6. 技術移転

- (1) 本学は、知的財産権に係る産業界等へのライセンス活動及び実施許諾の契約を、効果的かつ機動的に行うため、指定技術移転機関である株式会社みやざきTL0に技術移転の業務を委託する。
- (2) 株式会社みやざきTL0は、本学の知的財産権に係るライセンス活動のみならず、企業等との共同研究等の斡旋、企業と本学との調整等を機動的に行うとともに、実施許諾等の契約の締結に向けた円滑な契約交渉を実施する。
- (3) 本学は、株式会社みやざきTL0に対し、知的財産権に係る一元的な技術移転事業を実現するために必要と認めるときは、専用実施権の設定又は譲渡を行う。
- (4) 本学は、技術移転を効果的に推進するため、所有する知的財産権の他者による侵害に対して、株式会社みやざきTL0と連携して適切な対策を講じる。

#### 7. 大学発ベンチャー企業の支援

新産業創出のため、大学発ベンチャー企業に大きな期待が寄せられていることから、本学は、教職員等がベンチャー企業を起業する場合、当該職員の発明等で本学が承継し、権利化したものについて、本学が必要と認める場合は、優先的に専用実施権の設定又は譲渡を行うものとする。